



法律の立場から見た ヒトゲノム編集の 臨床応用の ガバナンス

第一部会員 高山 佳奈子
(京都大学大学院法学研究科教授)

前期（第24期）の「提言」

法規制の根拠は
「個人の尊重（病気の克服、家族の形成）」「学問の自由」「職業の自由」
「平等」「将来の国民の保護」の調和

①「人の生命及び身体の安全」、「社会秩序」と並び「人の尊厳」を保護対象とするクローン法を改正し、「人の尊厳」が「人の生物学的多様性の維持」の観点を含むように同法を改正するか、または、

②「人の生物学的多様性の維持」を含む「人の尊厳」の観点から、ヒト胚等ゲノム編集の臨床応用に焦点を絞ったコンパクトな法律を制定する。





法律で臨床応用を原則的に禁止するが、
将来的に**例外**を許容する余地を排除しない

WHOおよび学術コミュニティが主導する
国際的活動に専門家グループから
日本の代表者が参画し、**国際的ルール**
作りにコミット

ヒト胚等を対象とした生命倫理に関する
包括的な法律の制定が本来は理想

個体の産生に結び付かない**基礎研究**により、
できる限りゲノム編集技術を必要としない
新たな治療法の開発を期待

日本学術会議「ヒトゲノム編集技術のガバナンスに関する委員会」

設置趣旨（抜粋） = ミッション

「本委員会の審議課題は、国際的な取組みを不可欠とするところ、これまでの検討では、法律による規制を導入する必要性が一致した結論として提示されているものの、その具体的なあり方や、国際協力の方方向性まではまだ十分な審議がなされていない。

これまでの日本の制度では、**法律**レベルでなく、安全性に問題がないと判断された基礎研究が**指針**の改定により徐々に認められてきた。今後は、生命倫理にかかわる総合的な法制度の構築を視野に入れた中長期的なロードマップの設計が目指される。」

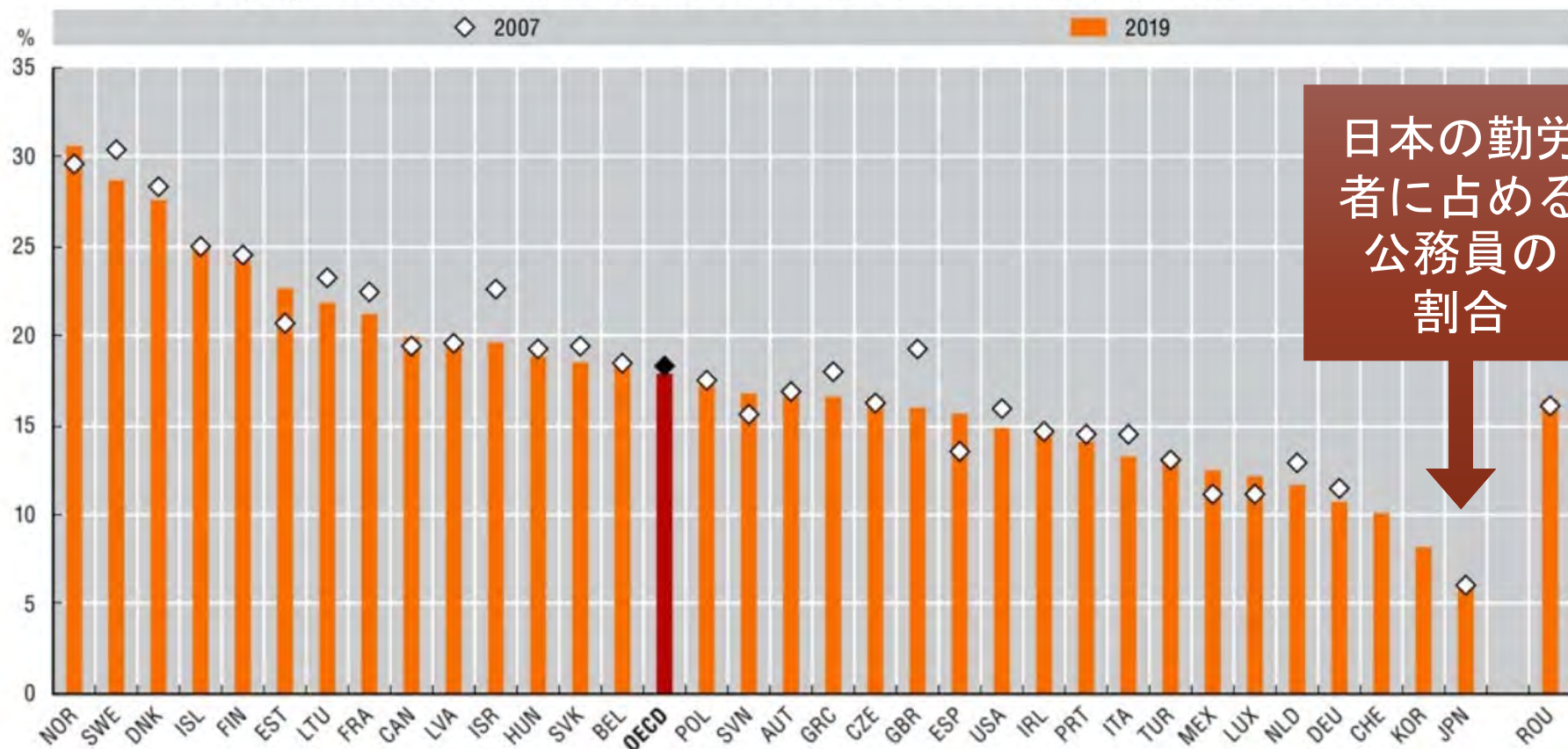
中国で起きたようなゲノム編集児の産生について、（研究が可能そうな）主要国は刑事罰も含めた法的禁止の対象としている

「その際、法政策決定における透明性や民主性の確保を十分図ることが一層重要になると考えている。また、政府内におけるものも含め、従来の検討は**国際的なガバナンス**への日本の参画をほとんど取り扱うことができていない。法規制にあたっては、単に罰則を置けば足りるわけではなく、国際的動向も踏まえ、**学協会**等多様な専門家団体の特性を分野横断的に動員しつつ、**行政**の機能を効果的に組み合わせる俯瞰的な戦略が求められる。」



国際ガバナンスへの取組みにあたって

3.1. Employment in general government as a percentage of total employment, 2007 and 2019



日本の勤労者に占める
公務員の割合

OECD, Government at a Glance 2021.

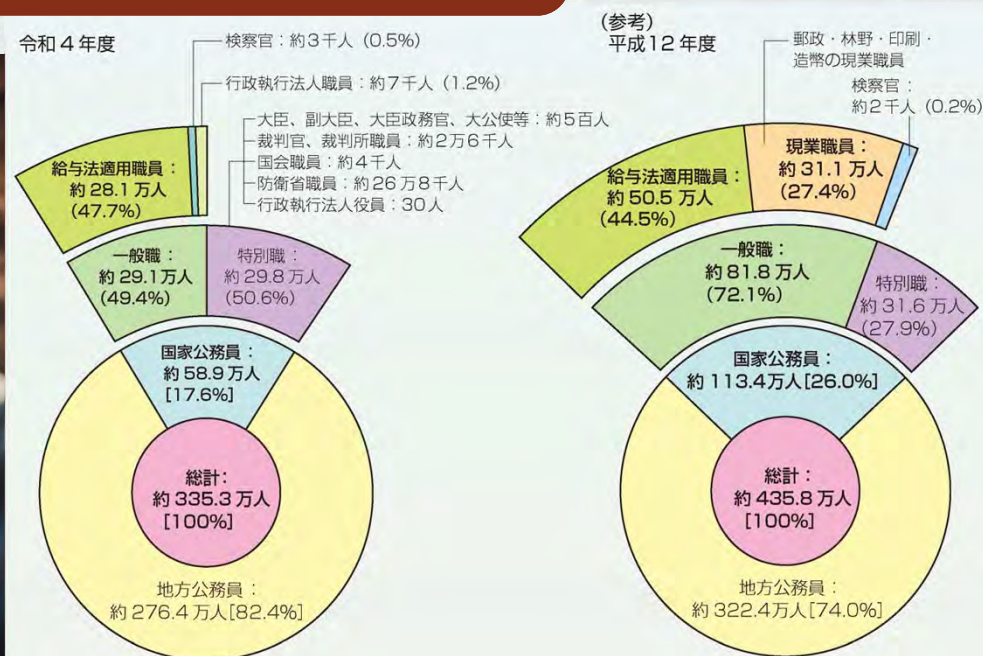
<https://www.oecd-ilibrary.org/sites/75f92d89-en/index.html?itemId=/content/component/75f92d89-en>

国家公務員に限ると2000年度から2022年度までに
113.4万人 → 58.9万人 **51.9%** に減少



出典：人事院資料

https://www.jinji.go.jp/pamfu/R4profuul_files/03_kazu_to_syurui_1847KB.pdf

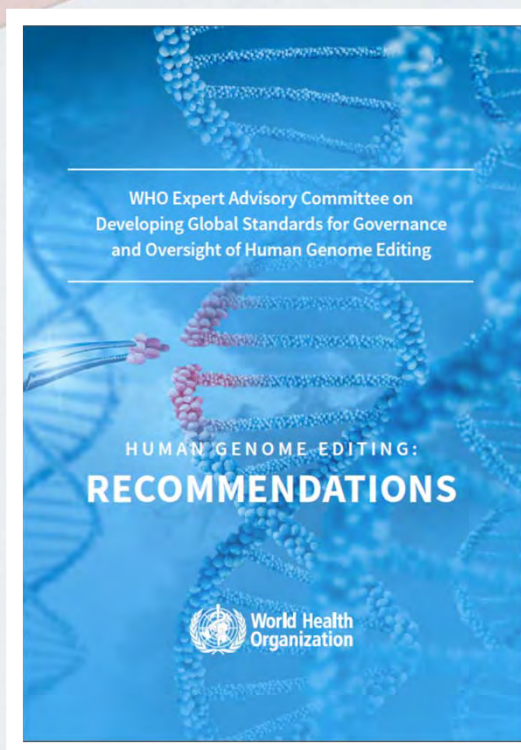


WHO(世界保健機関)の提言 2021.7.12.

「ヒトゲノム編集に
関する勧告」

**Human genome
editing:
recommendations**

<https://www.who.int/publications/i/item/9789240030381>



- 日本からは加藤和人教授（阪大）が専門委員会に参加
- 法律家は一部
- 体細胞ゲノム編集も対象に含む
- 9項目を提言
- 日本政府、現状で対応できず
- 学術会議が対応（厚労省・文科省と連絡）

Recommendations 勧告の内容

1. Leadership by WHO and its Director-General **WHOを中心にまとめる**
2. International collaboration for effective governance and oversight **国際協力**
3. Human genome editing registries **どこで研究しているか網羅的にリスト化**
4. International research and medical travel **規制回避地漁りをさせない**
5. Illegal, unregistered, unethical or unsafe research and other activities **ルール不適合の研究・臨床応用に対する調査、公益通報による情報収集**
6. Intellectual property **知的財産権の保護 ← 重要**
7. Education, engagement, and empowerment **WHOによる教育・啓発活動**
8. Ethical values and principles for use by WHO **WHOが倫理目標を策定**
9. Review of the recommendations **将来の見直し**

他国も整理できているか疑わしい

日本の法政策的課題（高山目線）



規制すべき中核は
「重大犯罪」と
されている国が多い

→ 国際**刑事法**
の問題に

主な所轄は
警察庁・法務省・外務省



犯罪でない部分は
行政的統制の対象

→ 国際行政（法）
の問題に

主な所轄は総務省・
厚労省・文科省



ソフトロー

公益通報など

学協会・医師会・
研究機関等の
組織の協力が必要

省庁縦割りの克服にとどまらず、**多層的**国際協力も必要